

# 年金だよい

第19号

平成28年6月  
発行



もくじ

P2-3 ▶ 平成28年4月からの年金額について

P4 ▶ マイナンバーの取得について

P5-7 ▶ こんなときには届出を

P8 ▶ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

# 平成28年4月からの 年金額について

## 平成28年度の年金額は、平成27年度から据え置きとなります

平成28年度の年金額は、法律の規定により、物価・賃金のスライドによる年金額の改定は行われず、平成27年度から据え置きとなります。

ただし、被用者年金一元化法により年金額の端数調整の方法が変更になったため、平成28年4月分(6月支給期)から、月額で数円の増減が生じます。



## 年金額改定について

平成27年平均の全国消費者物価指数が対前年比でプラス0.8%となりましたが、名目手取り賃金変動率(物価変動率に賃金の変動等を加味して算出)はマイナス0.2%となりました。

年金額の改定ルールにおいては、給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、スライド改定なしとすることが規定されており、マクロ経済スライドによる調整も適用されません。

よって、平成28年度の年金額は、平成27年度から据え置きとなります。

## 年金額の端数調整について

平成27年9月30日までに年金の受給権が発生していた方(以下「既裁定者」という。)の年金額は、100円単位で決定し(100円未満四捨五入)支給することとされていましたが、平成27年10月施行の被用者年金一元化法により、厚生年金制度と端数処理方法を合わせることとなり、1円単位で決定し(円未満四捨五入)支給することとなりました。

これにより、既裁定者の年金についても、原則、平成28年4月分(6月支給期)から1円単位となり、支給される年金額は、従来よりも年額50円以下(月額4円以下)の増減が生じることとなります。

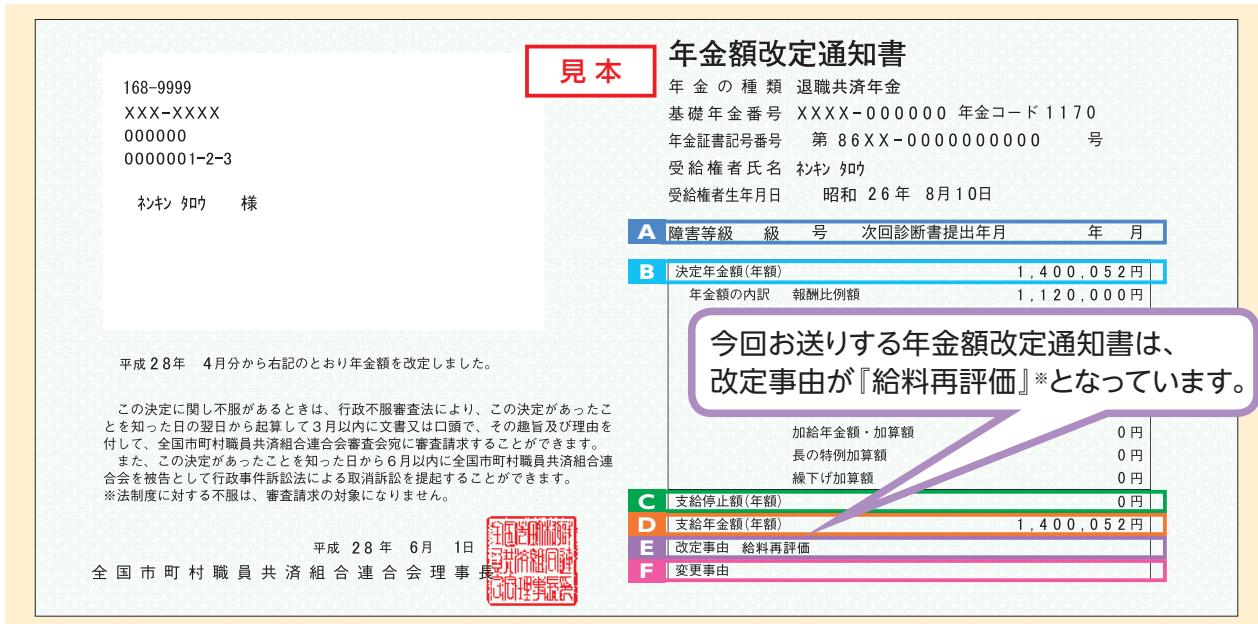
なお、平成27年10月1日以降に年金の受給権が発生した方は、既に年金額が1円単位で決定されておりますので、影響はありません。

# 年金額改定通知書の様式が変わります

平成28年4月以降に交付される「年金額改定通知書」の様式が一部変更となりました。主な変更箇所は、次の**A**、**E**、**F**欄が加わったことです。「年金額改定通知書」をお手元に届いた際は、大切に保管しておいてください。

なお、紛失された際の再交付の手続きについては変更ありません。

## 〈新しい「年金額改定通知書」のイメージ〉



**A 障害等級・次回診断書提出年月**…障害等級に基づいて年金額が決定されている場合に記載されます。

**B 決定年金額(年額)**…改定後の年金額(年額)が記載されます。下に内訳を記載しています。

**C 支給停止額(年額)**…決定年金額のうち支給停止となっている金額(年額)が記載されます。

**D 支給年金額(年額)**…実際に支給される年金額(年額)が記載されます。**B**から**C**を引いた金額となります。

**E 改定事由**…年金額が改定となった場合に、その事由が記載されます。

**F 変更事由**…年金額の停止額が変更となった場合に、その事由が記載されます。

## 平成28年度の年金額の改定について

平成28年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の改定事由欄(上記の**E**欄)に「給料再評価」と表記されています。

### ※「給料再評価」について

給料の再評価とは、平成16年の年金制度改正により、給与水準や物価水準を年金額に反映させるため、毎年度、年金額の算定の基礎となっている給料額等の「再評価」を行い、その結果を受けて年金額を改定するものです。

平成28年度の年金額は、給料再評価だけではなく、前頁の説明にある端数処理方法の変更等とあわせて改定されています。



# マイナンバーの取得について

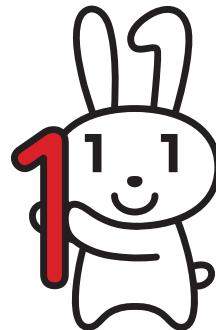
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)の施行により、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されました。

まず、社会保障・税・災害対策の3分野での利用から制度が開始されており、平成29年7月からは国の機関や地方公共団体の間でマイナンバーを利用した情報連携が行われます。

全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」といいます。)および各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合(以下「共済組合」といいます。)は個人番号利用事務実施者として、番号法で定められた別表1および別表2に掲げられている年金である給付もしくは一時金の支給または保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた事務を行うためにマイナンバーを取得する必要があります。

年金受給権者のマイナンバーについては、皆様の負担軽減と個人情報漏えいのリスクを抑えるため、現在、生存確認等で利用している住民票コードを基に平成28年内に市町村連合会で一括して取得する予定としています。

なお、住民票コードが付番されていない方のマイナンバー取得については、別途ご連絡いたします。



## 扶養親族等申告書への マイナンバーの記載について

平成28年1月以降に提出する扶養親族等申告書にマイナンバーの記載が義務付けられました。

税務署に提出するマイナンバーは、番号法で定められた市町村連合会および共済組合の個人番号利用事務の範囲外のため、市町村連合会で住民票コードを利用した取得ができません。

扶養親族等申告書の提出にあたっては、年金受給権者ご自身のマイナンバーと、税金の控除を受ける扶養親族のマイナンバーを必ず記載して提出してください。

# 宿泊施設一覧

平成28年4月現在

指定都市・市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者のみなさまにもご利用いただけます。  
また、年金受給権者のみなさま向けのお得なプランを用意している宿泊施設もございます。  
この機会に、是非ご利用ください。

※お申し込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧いただけます。

旅と宿

検索

旅と宿

ホームページ

<http://www.ctv-yado.jp/>北海道  
札幌市

## ホテルポールスター札幌

シングル朝食付 **6,500円** (税サ込)～  
ご宿泊日によっては料金に変動がございますのでお電話にてお問合せください。当ホテルホームページにて、お得なプランもご用意しております。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6

**☎011-330-2531** (宿泊予約直通)  
<http://www.polestar-sapporo.com/>

北海道  
札幌市

## ホテルノースシティ

シングル素泊り **8,500円** (税サ込)～  
シングル朝食付 **9,800円** (税サ込)～  
お得なプランをご用意しておりますので、ホームページまたは直接お問合せください。

〒064-8645 北海道札幌市中央区南9条西1

**☎011-512-9748**  
<http://www.northcity.or.jp/>

北海道  
札幌市

## 渓流荘

1泊 2食付 **7,278円** (税サ込)～  
源泉 100%かけ流しの露天風呂、料理長が腕を振るう四季折々のお料理、ゆったりくつろいでいただける部屋食が自慢の宿です。

〒061-2303 北海道札幌市南区定山渓温泉西2

**☎011-598-2721**  
<http://www.keiryuso.or.jp/>

青森県  
青森市

## アップルパレス青森

[1泊 2食付宿泊プラン]  
お一人様 シングル **9,240円** (税サ込)  
ツイン **8,040円** (税サ込)  
※ねぶた祭り期間を除く。

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5

**☎017-723-5600**  
<http://www.apple-palace.com/>

宮城県  
宮城郡

## パレス松洲(まつしま)

1泊 2食付 **10,800円** (税サ込)～  
全室オーシャンビューによる最高の景色と旬のお料理でのおもてなし。静かな寛ぎの時間をお過ごしください。

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜38

**☎022-354-2106**  
<http://www.palace-matsushima.jp/>

山形県  
鶴岡市

## うしお荘

日本海の旬の幸をご賞味ください。  
[宿泊料金]

1泊 2食付 **8,347円** (税サ込)～  
お食事量が控えめなプランもご用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23

**☎0235-75-2715**  
<http://www.ushiosou.net/>

山形県  
南陽市

## むつみ荘

山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味ください。  
[宿泊料金]

1泊 2食付 **8,822円** (税サ込)～  
お食事量が控えめなプランもご用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯字森先233-1

**☎0238-43-3035**  
<http://www.mutsumisou.jp/>

福島県  
福島市

## ホテル福島グリーンパレス

福島駅より徒歩2分 観光、家族旅行の拠点として最適  
シングル**4,989円**(税サ込)～ツイン**4,870円**(税サ込・定員利用)～和室(6.10畳)**4,870円**(税サ込・定員利用)～5階フロアにサウナ完備 駐車場無料 無料Wi-Fi設置

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53

**☎024-533-1171**  
<http://www.fukushima-gp.com/>

北海道

東北

**茨城県／  
東茨城郡 大洗鷗松亭**

1泊2食付 **12,030円** (税サ込・定員利用)～  
※休前日・夏季期間・年末年始は除きます。  
個室の食事処でご夕食をお楽しみいただき、大洗温泉の大浴場で、心身ともにリフレッシュしてください。  
〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5  
**029-266-1122**  
<http://www.iba-kyo.com/hp/oushoutei/>

**栃木県／  
那須郡 那須の森ヴィレッジ**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **11,700円** (税サ入湯税込)～  
お得なパック・プランを取り揃えております。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637  
**0287-78-1636**  
<http://www.oyadonet.com/nasunomori/>

**群馬県／  
吾妻郡 アルペンローゼ**

[シルバーパック] 65歳以上限定!  
1泊2食付 **10,000円** (税サ込) 平日の宿泊(日曜日の宿泊含む)  
※土曜日 春・夏・冬休み GW 年末年始等は除く。  
草津温泉の大浴場・身障者対応家族風呂あり。  
〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2  
**0279-88-1300**  
<http://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/index.html>

**千葉県／  
千葉市 オークラ千葉ホテル**

ツイン **8,078円** (税サ込)～  
(2名利用時の1名様あたり、朝食付)  
駐車場と温浴施設は無料。千葉中心街からのアクセスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3  
**043-248-1111**  
<http://www.okura-chiba.com/>

**千葉県／  
鴨川市 黒潮荘**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **12,030円** (税サ入湯税込)～  
(特定日は別料金) 南房総の四季折々の味覚をご堪能ください。  
〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565  
**04-7092-2205**  
<http://www.oyadonet.com/kuroshioso/>

**東京都／  
千代田区 東京グリーンパレス**

[シニア宿泊プラン] 1泊朝食付  
日・月曜日(休前日除外)シングル **6,400円**・ツイン **6,400円**※  
日・月以外シングル **9,000円**・ツイン **8,200円**※  
※ツインは2名利用時の1名様あたりの料金です。

〒102-0084 東京都千代田区二番町1番地  
**03-5210-4600**  
<http://www.tokyogp.com/>

**東京都／  
立川市 ホテル日航立川 東京**

1泊料金 (1室あたり)  
シングル **11,505円**～ (税サ込)  
平成27年11月グランドオープン! お得なプランをご用意しておりますので詳細はホームページをご覧ください。  
〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1  
**042-521-1111**  
<http://www.hotelnikko-tachikawatokyo.jp/>

**神奈川県／  
足柄下郡 湯河原温泉 ちとせ**

[さつきプラン] 60歳以上限定! 1泊2食付 (税サ入湯税込) 平日 **11,000円** 土・祝前日 **13,000円**  
平日連泊割引実施中。  
詳しくは施設にお問合せください。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1  
**0465-63-0121**  
<http://www.kanagawa-kyosai.jp/chitose/>

**山梨県／  
笛吹市 ホテルやまなみ**

1泊2食付 (税サ込)  
平日 **10,800円**～ 土・休前日 **13,400円**～  
詳細は施設にお問合せください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1  
**055-262-5522**  
<http://www.hotelyamanami.com/>

**新潟県／  
長岡市 アクアーレ長岡**

[宿泊料金]  
1泊2食付 **8,700円**～  
※入湯税別途  
詳細は直接お電話にてお問合せください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1  
**0258-47-5656**  
<http://www.aquarenagaoka.or.jp/>

**新潟県／  
村上市 濱波はまなす荘**

[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,179円** (税サ入湯税込)～  
お部屋や大浴場からは日本海の夕陽を一望。  
温泉を100%利用したエコでいやしの施設です。

〒958-0037 新潟県村上市濱波温泉1-2-17  
**0254-52-5291**  
<http://www.kyousai-niigata.jp/>

**富山県／  
中新川郡 グリーンビュー立山**

北陸新幹線が開業し、富山がぐっと身近になりました。立山黒部アルペンルート観光の拠点としても最適です。年金受給者様向けのお得なプランもございます。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原  
**076-482-1716**  
<http://www.greenview-t.jp/>

**石川県／  
小松市 おびし荘**

1泊2食付 **10,950円**～  
開湯1300年の由緒ある名湯と新鮮な日本海の幸をお愉しみください。  
金沢市街から車で約1時間。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55  
**0761-65-1831**  
<http://obishiso.com/>

 福井県／あわら市 **越路**  
1泊2食付(税込) 開散期 9,520円～  
通常期 10,180円～ 繁忙期 11,370円～  
※開散期、通常期、繁忙期の区分はホームページ等をご参照ください。  
〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201  
**0776-77-3151**  
<http://www.koshiji.biz/>

 岐阜県／下呂市 **紫雲莊**  
1泊2食付 基本料金 10,247円(税込)  
・飛驒牛御膳などの「特別料理」コースもございます。  
・天下の名湯「下呂温泉」で癒しのひとときをお過ごしください。  
〒509-2207 岐阜県下呂市湯之島692  
**0576-25-2101**  
<http://www.geroonsen-shiunso.com/>

 静岡県／熱海市 **シーサイドいすたが**  
1泊2食付(2名1室利用)  
平日料金(日～木曜泊) 10,128円～(税込)  
※除外日: 夏季、年末年始、休日の前日泊  
平成27年7月リニューアル!  
〒413-0101 静岡県熱海市上多賀2  
**0120-73-1241**  
<http://t-kyosai.jp/izutaga/>

 愛知県／犬山市 **レイクサイド入鹿**  
通年 8,800円～(1室2名様以上利用)  
年末年始 12,100円  
※1泊2食付(税込・入湯税別)  
※特別室ご利用の場合1,200円増  
〒484-0024 愛知県犬山市字喜六屋敷118  
**0568-67-3811**  
<http://www.kyosai-aichi.or.jp/lake/>

 愛知県／田原市 **シーサイド伊良湖**  
【シルバープラン】  
平日・休日とも一律料金 8,750円(1泊2食付、税込、年末年始は除く。)※愛知県都市共済の年金受給者とその配偶者には利用助成制度あり。  
〒441-3615 愛知県田原市中山町岬1-43  
**0531-35-1151**  
<http://www.aichitoshi-kyosai.jp/hoyoujo/>

 三重県／志摩市 **サンペルラ志摩**  
【シルバープラン】  
日曜日～金曜日宿泊限定1泊2食付・梅ご膳 9,800円  
※除外日がございますので、詳しくは施設にお問合せください。  
〒517-0204 三重県志摩市磯部町の矢314  
**0599-57-2130**  
<http://www.oyadonet.com/sunperla/>

 滋賀県／大津市 **ホテルピアザびわ湖**  
《年金受給者様ウェルカムサービス実施中》  
1泊2食付プランをご予約の方に夕食時にお一人様につきワンドリンクをサービスいたします!《連泊割引》1泊2食付プランご利用のお客様は2泊目以降1,000円割引  
〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20  
**077-527-6333**  
<http://www.hotelpiazza.com/>

 滋賀県／高島市 **憩いの里湖西**  
【季節ごとのお得な宿泊プラン】  
地元食材にこだわったお料理と宿泊をセットにしたお得なプラン他  
1泊2食付 6,000円～  
〒520-1121 滋賀県高島市勝野1533  
**0740-36-2345**  
<http://www.shiga-kyosai.jp/kosei/index.php>

 京都府／京都市 **ホテルセントノーム京都**  
1泊朝食付 9,500円  
1泊朝・夕食付「特別宿泊プラン」 10,600円～  
いずれもシングル税込(年末年始除く)。  
詳しくは直接お問合せください。  
〒601-8004 京都府京都市南区東九条東山王町19-1(竹田街道八条東入ル)  
**075-682-8777**  
<http://www.centrovum.or.jp/>

 大阪府／大阪市 **シティプラザ大阪**  
「ミシュランガイド京都・大阪・神戸・奈良2016」に7年連続掲載されました。  
1室素泊り シングル 9,180円  
コンパクトツイン 13,500円  
〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31  
**06-6947-7702**  
<http://www.cityplaza.or.jp/>

 兵庫県／神戸市 **ひょうご共済会館**  
【得とくプラン】(金曜・土曜・祝前日を除く)  
1泊夕食付 7,000円(朝食サービス)  
宿泊 シングル 6,100円、ツイン 5,700円～、  
和室 4,900円～  
〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13  
**078-222-2600**  
<http://www.hk-kaikan.com/>

 兵庫県／美方郡 **ゆめ春来**  
【シルバープラン】  
1泊2食付 10,280円(入湯税別)  
※対象期間についてはお問合せください。  
〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6  
**0796-99-2211**  
<http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>

 鳥取県／鳥取市 **ホープスターとつり**  
1泊2食付  
※入湯税(150円)別途  
日曜日～木曜日 7,999円  
(祝日の前日は除きます。)  
〒680-0834 鳥取県鳥取市永楽温泉町556  
**0857-26-3311**  
<http://hopestar.jp/>

 鳥取県／東伯郡 **渓泉閣**  
・宿泊(1泊2食付)  
※入湯税(150円)別途  
日～木曜日 7,999円～  
・日帰り(昼食、入浴、部屋食) 3,600円～  
〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町大字山田180  
**0858-43-0828**  
<http://www.keisenkaku.com/>

鳥取県  
米子市 弓ヶ浜荘

## [健康いきいきプラン]

1泊 2食付 (ご夕食はお部屋食です。  
※入湯税 (150円) 別途  
日曜日～木曜日 **7,999円** (祝日の前日は除きます。)

〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉4-6-12

☎ 0859-22-7476

http://www.yumisou.jp/

島根県  
松江市

## ホテル白鳥

シングル素泊り **6,476円** (税込)～  
ツイン素泊り (1名料金) **6,064円** (税込)～  
お得な 2食付宿泊プランもございます。  
詳しくは直接お問合せください。

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

☎ 0852-21-6195

http://www.hotel-hakuchou.jp/

岡山県  
岡山市

## サン・ピーチ OKAYAMA

## [年金受給者様得々プラン (1名様料金)]

1泊 2食付(税込) **9,000円**(シングル) **8,500円**(ツイン)  
朝食-和洋バイキング 夕食-それいゆ御膳(お刺身に  
牛肉の陶板焼、その他美味しいものを集めた欲張り御膳)

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31

☎ 086-225-0631

http://www.sunpeach.jp/

広島県  
広島市

## コテージ湯の山

グループ棟(定員10名) 宿泊 **5,100円** 休憩 **2,550円**  
家族棟(定員5名) 宿泊 **3,100円** 休憩 **1,550円**

※それぞれ1棟あたり(税込)の利用料です。宿泊施設利用助成券はご利用できませんので、ご了承ください。詳細については広島市職員共済組合へお問合せください。

〒738-0601 広島県広島市佐伯区湯来町大字和田128-2

☎ 082-504-2062

http://www.ctv-yado.jp/search/area/yunoyama/yunoyama.html

山口県  
山口市

## 防長苑

## [和み宿泊パック]

**7,500円** (金・土・祝前日を除く)  
ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理をどうぞ。

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29

☎ 083-922-3555

http://www.bochoen.jp/

徳島県  
徳島市

## ホテル千秋閣

## [宿泊料金]

シングル **5,940円** ツイン **12,474円**

## [料理長おすすめ 1泊 2食付プラン]

お一人様 **8,600円**

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55

☎ 088-622-9121

http://www.sensyukaku.jp/

香川県  
高松市

## ホテルマリンパレスさぬき

1泊 2食付 **7,630円** (税込)～  
平日 1泊朝食付 **5,470円** (税込)～  
詳しくは直接お問合せください。

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4

☎ 087-851-6677

http://www.mp-sanuki.jp/

愛媛県  
松山市

## えひめ共済会館

松山市の中心に位置し、交通アクセス良好。駐車29台 シングルバスなし **3,564円** (税込)～  
ツイン・和室 (2名1室) **4,428円**～ 朝食バイキング **700円** (税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1

☎ 089-945-6311

http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/

高知県  
高知市

## 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

## [シニア宿泊プラン]

1泊 2食付 **8,500円** (税込)～  
1泊朝食付 **5,940円** (税込)～ ※ご予約時に  
シニアプランを見てのご予約とお申し付けください。

〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20

☎ 088-823-3211

http://www.kochi-cs.jp/

宮崎県  
宮崎市

## ひまわり荘

JR 宮崎駅より徒歩約 9 分、宮崎の中心部に位置する落ち着いたホテルです。

1泊 1名様 (税別) シングル **5,500円**～  
ツイン **5,100円**

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5

☎ 0985-24-5285

http://www.himawarisou.com/

鹿児島県  
鹿児島市

## マリンパレスかごしま

1泊朝食付 (税込)  
シングル **7,634円** ツイン **7,040円**～  
和室 **6,446円**～

詳しくは施設へ直接お問合せください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8

☎ 099-253-8822

http://www.maripala.com/

年金受給権の方は、次の地方公務員共済組合が運営する宿泊施設についても相互利用することができます。  
なお、施設によっては利用を制限している場合もありますので、利用施設に直接お問合せください。

- ・地方職員共済組合 <http://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/>

- ・公立学校共済組合 <http://www.kourituyasuragi.jp/>

- ・警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/syuku01.php>

- ・東京都職員共済組合 <http://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/main.html>



# こんなときには届出を

被用者年金の一元化に伴い、これまで制度ごとに別々の窓口で行っていた年金に関する手続きや相談について、一元化後に受給権が発生した厚生年金に関しては、「ワンストップサービス」の導入により受給権者等が望む、いずれか一つの窓口で全ての期間に係る手続きを行うことができるようになりました。

なお、一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金については、ワンストップサービスの対象外であるため、基本的にこれまでどおり共済組合や年金事務所に別々に届け出ていただくことになりますが、共済年金と厚生年金の手続きをあわせて行う場合は、以下の届出等についてはワンストップサービスの対象となります。



## ●既に受給権が発生している共済年金でワンストップサービスの対象となる届出

- ・氏名変更届
  - ・未支給年金請求書(死亡届)
  - ・議員在職支給停止届
  - ・住所変更届
- ※ご提出いただく届出用紙は、一元化後の新しい様式のものとなります。



◆|1～|3の場合は届出が遅れると年金が過払いとなることがあります、過払いとなった年金は、後日必ず返還していただくことになりますので、ご注意ください。

## | 1 再就職したとき・議会議員に就任したとき・失業給付を受けようとするとき

### ■再就職したとき

老齢厚生年金、障害厚生年金および共済年金<sup>(※1)</sup>の受給権者が、公務員として再就職した場合には、届出が必要です。

なお、民間会社や私立学校の教職員等に再就職したときの届出は不要です。

## ●提出の必要な書類：年金受給権者再就職届(ワンストップサービスの対象：×) 添付書類として「年金証書」が必要です。

(※1)退職共済年金、退職年金、減額退職年金、障害共済年金、障害年金が対象となります。

### ■議会議員に就任したとき

老齢厚生年金および共済年金<sup>(※2)</sup>の受給権者が議会議員に就任したときは、年金の額と議員報酬および過去一年間の期末手当の額によっては、議員に就任した日の翌月分から年金の一部が支給停止になることがあります。

## ●提出の必要な書類：議員在職支給停止届(ワンストップサービスの対象：○) 添付書類は不要です。



◆議会議員の方で、議員報酬月額の異動や期末手当の支給があったときは、異動や支給のあるごとに共済組合に上記書類の届出をしていただく必要がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

(※2)退職共済年金、退職年金、減額退職年金が対象となります。

### ■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当・高年齢雇用継続給付)を受給するときは、その金額の多少を問わず、老齢厚生年金や退職共済年金(職域年金相当部分を除いた額)の一部または全部が停止になります。失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

## ●提出の必要な書類：

- ・厚生年金受給権者：老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届(ワンストップサービスの対象：○)
- ・共済年金受給権者：雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届書  
(ワンストップサービスの対象：×)

添付書類として「雇用保険受給資格者証の写し」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し」が必要です。

なお、次の場合には提出が不要となります。

- ・特別支給の老齢厚生年金請求の際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合。
- ・過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合。

こんなときには届出を

## 2 加給年金額対象者に異動があったとき

○加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき

- ・老齢厚生年金、退職共済年金で、単独でまたは両方を通算して、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・障害を事由とする年金(障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金等)

○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

○加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したときなど

### ● 提出の必要な書類 :

異動事由に応じて添付書類をご提出いただく必要があります。

- ・厚生年金受給権者:老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届(ワンストップサービスの対象:○)  
加算額・加給年金額対象者不該当届(ワンストップサービスの対象:○)

ただし、加給年金額対象者である配偶者が、市町村連合会が支給する年金を受給されることとなったときは、届出は不要です。

その他の地方公務員共済組合が支給する年金を受給することとなったときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

- ・共済年金受給権者:加給年金額対象者異動届書(ワンストップサービスの対象:×)



◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。

◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

## 3 遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権者が婚姻等したとき

遺族厚生年金・遺族共済年金<sup>(※3)</sup>の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が直系血統および直系姻続以外の方の養子になったときや、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁をした場合も、遺族給付の受給権が消滅します。

(※3) 遺族厚生年金・遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。

## 4 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

### ● 提出の必要な書類 :

- ①氏名変更の場合:年金受給権者氏名変更届(ワンストップサービスの対象:○)<sup>(※4)</sup>

添付書類として以下の書類が必要です。

a 年金証書 b 市区町村長の証明書または戸籍抄本

(bは住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合は不要。)

- ②住所変更の場合:年金受給権者住所変更届(ワンストップサービスの対象:○)<sup>(※4)</sup>

添付書類は不要です。なお、次ページの注意をご参照ください。

- ③受取金融機関変更の場合

厚生年金受給権者:年金受給権者受取機関変更届(ワンストップサービスの対象:○)<sup>(※4)</sup>

共済年金受給権者:年金受給権者異動報告書(ワンストップサービスの対象:×)

どちらの場合も添付書類として、「口座名義および口座番号の確認ができる預金通帳の写し」または「金融機関の証明」が必要です。

(※4)ワンストップサービスの対象となる、年金受給権者氏名変更届、年金受給権者住所変更届および年金受給権者受取機関変更届については、複数の年金の受給権をお持ちの場合でも、共済組合または年金事務所に届出を1

通提出することで、すべての年金について変更することができます。

## 注意

- ◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、住所変更のみの届出は不要です。
- ◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所宛てに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所宛ての郵便物が新住所に転送されます。)。
- ◆電話番号を変更された場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

## 5 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金受給権者が婚姻等したとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます<sup>(※5)</sup>ので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※5) 加給年金額対象となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となります。

- ・老齢厚生年金、退職共済年金で、単独または両方を通算して、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)

## 6 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金受給権者の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があります。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届(または現況申告書)を送付し、現況届(または現況申告書)が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届(または現況申告書)の提出がされない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

### ●提出の必要な書類:

- ・厚生年金受給権者: 年金受給権者所在不明届(ワンストップサービスの対象:○)  
添付書類として「年金証書の写し」が必要です。
- ・共済年金受給権者: 年金受給権者所在不明届出書(ワンストップサービスの対象:×)  
添付書類は不要です。

## もしも本人が亡くなられたとき

老齢厚生(退職共済)年金の受給権者やその受給資格を有する方、または障害等級1級または2級の障害厚生(障害共済)年金<sup>(※6)</sup>の受給権者が亡くなられた時点で、生計を共にしきつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)<sup>(※7)</sup>がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

また、該当する方がいない場合または遺族の厚生年金・共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅するため、年金の過払いや未払い分の給付が発生する可能性があります。

このような場合は、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

なお、遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

(※6)障害等級3級の方でも、65歳未満の方については、亡くなられた原因によって該当する場合があります。

(※7)子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または20歳未満で障害等級1、2級の方に限ります。



こんなときには届出を

# ねんきんカレンダー

平成28年

6月

平成29年

6月

までの予定です

時 期	定期支給関係	その 他
平成28年	6月 中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1
	6月 15日(水)	年金支給日(4月・5月分)※2
	8月 15日(月)	年金支給日(6月・7月分)※2
	10月 14日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2 平成29年分「扶養親族等申告書」をお送りします(10月～11月頃)。
	12月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	12月 15日(木)	年金支給日(10月・11月分)※2
平成29年	1月 下旬	平成28年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月 15日(水)	年金支給日(12月・1月分)※2 平成28年分確定申告開始(2月中旬～3月中旬)
	4月 14日(金)	年金支給日(2月・3月分)※2
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1
	6月 15日(木)	年金支給日(4月・5月分)※2

- ※ 1 【年金支払通知書】は支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年金支払通知書】を送付します。  
ただし、2月の【年金支払通知書】は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。
- ※ 2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

## ！ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、【年金支払通知書】が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。



## 共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- ① 最近、年金受給権者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があつたり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。  
指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- ② マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。  
共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

# 年金だより

第19号 平成28年6月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>